

浜田市外国語指導助手（ALT）派遣業務仕様書

浜田市教育委員会 学校教育課

本仕様書は、浜田市（以下「甲」という。）と受注者（以下「乙」という。）との間で締結する外国語指導助手（ALT）派遣業務契約の内容等の細則について定める。

1 件名

浜田市外国語指導助手（ALT）派遣業務

2 目的

市内小中学校に外国語指導助手（以下「ALT」という。）を派遣し、児童生徒の外国語によるコミュニケーション能力の向上を図るとともに英語教育、外国語活動及び国際理解教育の充実に資することを目的とする。

3 派遣契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

4 ALT の要件

- (1) 英語を母国語又は公用語として使用する者若しくは同等の英語力を有する者
- (2) 現地大学以上の教育機関を卒業した者、それと同等の実力や経験を有する者、又は現地大学の在學生で適切な方法により日本に招聘された者
- (3) 業務を実施するにあたり所持すべき有効かつ適正な種別の就労査証を有する者
- (4) 業務の実施に必要な水準の教授技術を持つ者
- (5) 心身ともに健康で、円滑な業務の履行ができる者
- (6) その他甲と乙が同意する事項に該当する者

5 業務内容

- (1) 英語教育、外国語活動及び国際理解教育における指導
- (2) 外国語活動及び英語の授業において使用する教材・資料の作成
- (3) 指導内容及び方法について教員との事前の打ち合わせ
- (4) 教授手法等の教員に対する支援
- (5) 学習指導要領に基づく年間指導計画、学習指導案及び授業計画等に関する情報提供及び企画提案
- (6) 英語・外国語に係わる活動の評価の実施と採点及び情報の提供
- (7) スピーチコンテスト等に係る指導と支援
- (8) 甲の依頼する研究会、研修会、会議及び会合等における英語指導
- (9) 英語教育にかかる指導力向上のための研修会等での英語指導
- (10) 特別活動及び課外活動における交流及び英語指導
- (11) 学校等の主催する行事における交流及び英語指導
- (12) 翻訳・通訳の支援
- (13) 上記に掲げるもののほか、上記前各号に準ずる業務

6 就業人数

就業人数は7名とする。

7 配置日及び配置時限

- (1) 業務日は、原則として月曜日から金曜日までとする。ただし、学校行事等の関係で事前に双方の合意がある場合には、その限りでない。
- (2) 業務の履行を要さない日
 - ア 学年始休業日
 - イ 夏季休業日
 - ウ 冬季休業日
 - エ 学年末休業日
 - オ 土曜日、日曜日及び祝日
 - カ これらの日に業務を実施した場合は、週日に業務の履行を要さない日を代わりに定める。
- (3) 契約期間内の配置日数は、概ね年間190日間とする。
- (4) 配置時限は、午前8時15分から午後4時30分までの間で、1日8時間以内とする。
- (5) 配置日程及び配置時限の割り振りについては、学校運営の必要に応じ、別途協議の上定めるものとする。
- (6) 担当ALTによる業務が実施できない場合は、乙は速やかに代替のALT配置をすること。また、代替のALTによる業務を履行できない場合は、甲、乙間で協議の上、契約期間中の別日に履行する。
- (7) 昼食は、学校給食（1食約400円を自己負担するものとし、原則、月末締め翌月支払）とすることができる。

8 乙の責務

- (1) 労働基準法、労働者派遣法、その他労務関係法規を遵守すること。
- (2) 個人情報等の取扱いに関しては、個人情報保護法及び浜田市個人情報保護条例を遵守すること。
- (3) ALTとしての技能習得のための研修を適宜実施すること。
- (4) 甲、学校及びALTの連絡調整が速やかに行えるよう努めること。
- (5) 甲が開催する業務履行状況等の調整会議へ出席すること。
- (6) ALTの服務指導、労務管理及び健康診断等を適切に実施すること。
- (7) 甲が、業務の履行状況に問題が生じていると判断した場合は、乙は迅速かつ適切に対応すること。
- (8) 天災、事故及び法律違反等の各種トラブルへの危機管理体制を整え、リスク管理（ALTの民事・刑事事件、違法行為等含む。）は乙が責任を持って対応すること。

9 業務履行場所

（別表 履行場所一覧）のとおり

1 0 経費負担について

(1) 次に掲げる経費は、乙の負担とする。

ア ALT の配置に係る費用（給与、諸手当、通勤手当、保険、税金、渡航費（採用に要する経費、ビザ等含む。）、赴任費、住宅費、研修に要する経費等）

イ 市内移動交通費

ウ 消費税及び地方消費税

1 1 当該契約の中途解除

(1) 甲は、専ら甲に起因する事由により、当該契約の契約期間が満了する前に本契約の解除を行おうとする場合には、乙の合意を得ることはもとより、あらかじめ相当の猶予期間をもって乙に解除の申入れを行うこととする。

(2) 甲及び乙は、当該契約の契約期間が満了する前に派遣労働者の責に帰すべき事由によらない当該契約の解除を行った場合には、甲の関連事業所での就業をあっせんする等により、当該契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

(3) 甲は、自己の都合により当該契約の契約期間が満了する前に当該契約の解除を行おうとする場合で、前項の対応ができないときには、少なくとも乙に生じた、乙の派遣労働者に対して支払う休業手当、解雇予告手当等の額について、損害の賠償を行わなければならないこととする。その他甲は乙と十分に協議した上で適切な善後処理方策を講ずることとする。又、甲乙双方の責に帰すべき事由がある場合には、甲乙それぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(4) 甲は、当該契約の契約期間が満了する前に当該契約の解除を行おうとする場合であって、乙から請求があったときは、当該契約の解除を行った理由を乙に対し明らかにすることとする。

1 2 その他

(1) 甲及び乙は、労働者派遣法の趣旨に従い、各々に課せられた労働法令上の責任を負うものとし、適切な教育指導と業務命令を行う。

(2) 契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除する。

(3) 乙は、外国語指導助手（ALT）派遣契約書、本仕様書の記載及び法的な枠組みに従い業務を実施する。

(履行場所一覧)

小学校 15 校、中学校 8 校

※学級数、児童生徒数は令和 7 年 5 月 1 日現在

区分	NO	学校名	住所	学級数 ()うち特別支援学級		児童生徒数 (人)
小学校	1	原井小学校	浜田市港町 208	13	(2)	248
	2	松原小学校	浜田市浅井町 1415-2	8	(2)	99
	3	石見小学校	浜田市黒川町 3738-4	15	(3)	299
	4	美川小学校	浜田市内田町 1020	8	(2)	60
	5	周布小学校	浜田市周布町イ 63-3	13	(3)	235
	6	長浜小学校	浜田市長浜町 1	14	(3)	235
	7	国府小学校	浜田市下府町 2164-81	17	(5)	315
	8	三階小学校	浜田市竹迫町 2396-2	10	(3)	205
	9	雲城小学校	浜田市金城町下来原 1541-5	8	(2)	136
	10	今福小学校	浜田市金城町今福 1425-5	6	(2)	36
	11	波佐小学校	浜田市金城町波佐イ 558-2	3	(0)	12
	12	旭小学校	浜田市旭町丸原 1517-4	7	(1)	91
	13	弥栄小学校	浜田市弥栄町長安本郷 325-1	5	(1)	39
	14	三隅小学校	浜田市三隅町古市場 450	8	(2)	164
	15	岡見小学校	浜田市三隅町岡見 4743	6	(2)	36
中学校	1	第一中学校	浜田市黒川町 3745	14	(2)	368
	2	第二中学校	浜田市原井町 963-15	6	(2)	106
	3	第三中学校	浜田市日脚町 572	12	(2)	299
	4	浜田東中学校	浜田市下府町 699	10	(4)	136
	5	金城中学校	浜田市金城町下来原 1402-6	5	(2)	71
	6	旭中学校	浜田市旭町今市 1354	5	(2)	65
	7	弥栄中学校	浜田市弥栄町木都賀イ 2735	3	(0)	20
	8	三隅中学校	浜田市三隅町古市場 1991	7	(2)	126